

名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第77号

名古屋市地区会館条例の一部を改正する条例

名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 名古屋市山田地区会館の項中

「		「		
	500		600	
	1,000		1,200	
	1,000		1,500	
	400	を	600	に改め、
	600		900	
	1,800		2,700	
	2,000		3,000	
」		」		

同表名古屋市富田地区会館の項中

500		750
1,300		1,400
700		1,000
400		500
400	を	600
600		900
1,400		1,600
1,600		1,900

に改め、

同表名古屋市楠地区会館の項中

650		950
1,300		1,500
600		900
600		900
400	を	600
600		900
1,400		1,500
1,600		1,800

に改め、

同表名古屋市南陽地区会館の項中

650		850	
1,000		1,200	
600		900	
600		900	
400	を	600	に改め、
600		900	
1,800		2,700	
2,000		3,000	

」

同表名古屋市志段味地区会館の項中

700		1,000	
800		1,200	
600		900	
600		900	
400	を	600	に改め、
600		900	
1,800		2,600	
2,000		2,900	

」

同表名古屋市徳重地区会館の項中

700		950
600		700
650		950
650		950
700		1,050
400	を	600
600		900
2,000		3,000
2,200		3,300

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市地区会館条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。